

# 明治期の群馬県における教育会の歴史的展開

清水 禎 文

明治10年代に全国各地に組織された地方教育会は、教育行政関係者、師範学校教員、小学校教員、有志者などから構成された教育団体であり、行政による教育施策と地方の実情とを具体的に調整する合議体であった。それはまた雑誌メディアを活用し、地方独自の教育世論形成に貢献した団体でもあった。本論文は、群馬県における教育会を事例として取り上げ、明治期における地方教育会の動向の一端を紹介するものである。対象とする時期は、明治19年の私立上野教育会発足後から明治末年に至るまでの間である。この時期、県教育会である上野教育会は、組織的・財政的な活動基盤を整えるが、同時に官製教員会としての乙種学事会の発足、郡市教育会との連携欠如、また県一郡一郡小学校長会という教育行政ルートの確立、さらには就学率上昇に伴う学校教育の変質などによって、次第にその機能を変容させ、国の教育行政を地方において確実に実施するための緩衝弁としての性格を強めてゆく。

キーワード：地方教育会 上野教育会 乙種学事会 郡小学校長会

## 1. はじめに

現在、我が国では地方分権化が推進されており、教育分野もその例外ではない。たとえば、中央教育審議会は、平成16年3月の諮問「地方分権時代における教育委員会の在り方について」を受けて、①教育委員会制度の意義と役割、②首長と教育委員会との関係、③市町村と都道府県との関係及び市町村教育委員会の在り方、④学校と教育委員会との関係及び学校の自主性・自律性の確立等の課題を検討してきた。そして、平成17年1月の中央教育審議会・地方教育行政部会のまとめ「地方分権化時代における教育委員会の在り方について」は、教育委員会が国や都道府県の示す方向性に沿うことに集中し、地域の実情に応じて施策を行う志向が強くないこと、教育委員会が保護者や地域住民の意向を反映しておらず、保護者や住民から遠い存在になっていること、さらに教育委員会は実質的な意思決定を行っていない等の問題点を指摘した。その上で、教育委員会活性化の具体的な指針として、教育委員の選任の改善、教育委員会事務局の体制強化、市町村への教職員人事権の委譲、学校の裁量権拡大、学校運営協議会制度等の活用、保護者・地域住民等の学校への協力、

PTA活動の充実等を挙げている。つまり、教育行政に関わる意思決定をより地域住民レベルに近づけること、学校も保護者・地域住民の意向を反映させること、そのさい教育行政や学校運営に対して積極的に保護者・地域住民の参画を促すことが求めている。

こうした一連の論議は、1980年代以降のいわゆる新自由主義的教育改革の必然的な帰結であり、教育行政の構造的転換を示唆するものである。地方分権に伴い、均質的な教育を受ける権利の保障は危惧されるものの、財政的な裏付けが得られれば、新たな教育行政の展開（教育ガバナンス＝教育協治）、新たな教育活動の創造を期待できるであろう。当面の課題は、地域住民の参画する新たな教育行政にせよ、新たな学校運営にせよ、教育ガバナンスには具体的なモデルがないことである。保護者や地域住民が行政や学校運営にじっさいに参画する中で、紆余曲折を経ながら、一定のコンセンサスを形成してゆくより他はないであろう。

しかし歴史を振り返るとき、教育行政関係者、教育関係者、地方住民が参画する組織が存在したことを確認することができる。地方教育会である。『文部省第十八年報』(明治23年(1890))によれば、「教育会ノ起原ハ既ニ明治九年十年ノ頃ニアリテ、当時該会ハ概ネ府県ノ設クル所ナリシカ、同十三年ニ至リ、往々私立教育会ヲ起スモノアリ、現今ニ至リテハ、各府県到ル処其設アラサルコトナシ、本年ノ調査ニ拠レハ、教育会ノ数無慮七百余会アリテ、其会員十万名以上ニ及ヘリ、然レトモ其内公立ニ係ルモノアリ、私立ニ属スルモノアリ、或ハ広ク一府県内ノ聯合ニ成ルモノアリ、或ハ一郡市ニ限ルモノアリ、或ハ学会アリ、講習会アリテ、其性質目的ノ如キ亦同シカラス」<sup>(1)</sup>とされ、学制発布後からすでに多様な性格を持つ教育会が簇生していた様子が報じられている。府県教育会の場合、その構成員は府県学務課員、師範学校教諭、小学校教員、有志者からなるものであった。またその機能は、歴史の中で次第に拡大し、府県の諮問、答申、教育問題の調査研究、講習会・講演会の開催、雑誌の刊行を中核とし、教育品展覧会、図書館の設置・運営、社会教育、図書の刊行等多岐に渡る。梶山によれば、地方教育会は「多様な事業を駆動し、恒常的運動体として、教育情報の集積、配給、そして情報操作を行い、戦前の教員、教育関係者の価値観と行動様式を水路づけ、さらには地域住民の教育意識形成にきわめて大きな作用を及ぼした」<sup>(2)</sup>。つまり、地方教育会は、地方の教育行政に関与し、地方の教育を築き上げ、さらにメディアを通じた教育世論の形成に関わった団体であった。その意味で地方教育会は、教育ガバナンスそのものであったと言えるのではあるまいか。

本稿においては、群馬県下における教育会を事例として取り上げ、その歴史的展開を辿り、地方教育会の実態およびその動向の一端を明らかにすることを目的とする。すでに別稿において論じたように、群馬県における教育会は、当初教育議会として発足する<sup>(3)</sup>。群馬県教育会は明治15年(1882)の夏に開催され、明治16年、17年と3回開催されたが、明治18年には開催されなかった。そして明治19年(1886)1月5日に、私立教育会としての上野教育会が発足する。一方、郡教育会も教育議会として開設されたと推測できる。史料的に確認できるのは、碓氷郡、北甘楽郡、緑野・多胡郡である<sup>(4)</sup>。しかし、郡教育会も明治18年(1885)頃から私立教育会に転換する<sup>(5)</sup>。そのさい特徴的なのは、県教育会と郡教育会との関わりである。群馬県においては、いくつかの郡教育会は県教育会に

先行して発足し、県教育会と郡教育会とは組織的な関連を持たずに展開した。上野教育会発足後に成立した郡教育会（たとえば山田郡教育会）は、上野教育会の会則を雛型として教育会規則を定めているが、やはり組織的には上野教育会と関連を持たずに独自の展開をする。郡教育会同士の関連も明治40年（1907）の郡市連合教育会まで組織的には存在しなかった。

本稿において検討の対象とする時期は、明治19年（1886）の上野教育会成立後から明治末年までとする。明治23年（1890）に公布された府県制・郡制は、群馬県においては明治26年（1893）に施行された。教育行政に関しては明治30年代半ばにはその機能を発揮し始め、県（県視学官）－郡役所（郡視学）－小学校長会というラインが確立する。こうした垂直的な行政機構が確立する中で、上野教育会はいつそうスタッフ化し、その機能の重点を次第に雑誌発行、社会教育に移行させていったと考えられる。

また、この時期、郡市教育会の活動は郡ごとに濃淡が認められる。しかし、全体的には郡市教育会が積極的に機能し、各郡市独自の教育世論の形成、教育施策の調整に貢献したとは言えない。その原因として、各郡市教育会の雑誌は必ずしも継続的に刊行されていないこと、行政区域としての郡制は機能せず、とりわけ教員の自主的な講習会などは郡よりもいつそう狭い範囲内で営まれていたことが挙げられる。さらに、明治28年（1895）の市町村学事会規程により、官製の教員研修会としての乙種学事会が発足し、教員はもっぱら教授法、学校管理法の研究に集中することになる。そして明治30年代半ばからの行政ルートの確立により、教育会、とりわけ郡市教育会の果たすべき固有の領域と機能は、いつそう狭隘化していったと言えよう。

## 2. 明治期における群馬県の教育会の動向

### (1) 上野教育会のスタッフと財政

群馬県における私立教育会としての上野教育会は、明治19年（1886）1月5日、群馬県師範学校において発足する。発足時の会員は53名であり、そのうち県学務課員が4名、師範学校関係者が11名であった。会長は県学務課長の土屋重雄、副会長は師範学校教諭の篠田利英、幹事は篠田利英、師範学校教諭・瀧澤菊太郎、県学務課員・白井茂八郎の3名であった。上野教育会は、県学務課及び師範学校関係者の強力なイニシアティブで発足したと言えよう。

しかし、その後の人事異動を追ってみると、表1、表2に示すとおり県学務課員及び師範学校関係者には異動が多いことがわかる。明治19年（1886）9月8日に師範学校教頭の篠田利英が高等師範学校に転出し、その2日後の9月10日に瀧澤菊太郎が教頭に就任する。この前後、師範学校教諭から相次いで辞表が提出されている。海老沢左七郎が9月16日、岡部新三郎が9月21日、上野教育会発足時には名前を連ねていないが、林昇と大貫肅の両人が9月22日にそれぞれ辞表を提出している。この他、瀧澤が教頭に就任する以前には、柳生寧成が明治19年1月21日に徳島師範へ転出、加藤勇次郎が同年4月2日に辞表、利根川浩が同年4月2日に北甘楽郡に転出している。

また県学務課に属していた会員を見ると、上野教育会初代会長で県学務課長であり師範学校長を兼ねていた土屋重雄は、明治21年（1888）11月に健康上の理由により辞職する<sup>6)</sup>。また明治23年（1890）

12月31日付で作成された県官吏現員表を見ると（表3を参照）、学務課員の小林正義、師範学校教諭の保岡亮吉、加藤元吉の名前はすでに見当たらない。上野教育会発足時の会員であり、同現員表にも名前を連ねている県・師範学校関係者は、発足当時の15名の内、瀧澤菊太郎、坂部林三郎、山口西三郎、鈴木棟一、白井茂八郎の5名であり、この5名も明治25（1892）年に瀧澤が高等師範学校に転出、同年に白井が依願免職するなど、上野教育会発足から5年あまりの間にほとんどの会員が県学務課および師範学校から去っている。こうした人事異動の状況から、上野教育会の活動はほんの僅かな者、おそらく数名の県学務課・師範学校関係者によって担われていたと推測してよいであろう。

明治25年（1892）、瀧澤菊太郎が高等師範学校に転出し、後任として大東重善が師範学校長に着任した（明治32年（1899）からは県視学官）。大東は、着任直後に上野教育会会長に就任し、明治39年（1906）に学習院教授に転出するまでの14年間にわたり、上野教育会会長を務めた。この間、副会長は師範学校教諭・坂部林三郎（明治26年～31年）、師範学校長・矢島錦蔵（明治32～明治35年）、師範学校長・堀井覚太郎（明治36年）、師範学校長・羽田貞義（明治36年～明治41年）が務め、相対的に安定した人事が行われていた。

また財政的には、上野教育会は、明治26年（1893）、「雑誌刊行による啓発、功労者表彰による奨励、教育上の問題討議、学事視察、諮問に対する答申」による県教育への寄与、また今後の「教授

表1 上野教育会発足当時の会員（県・師範学校関係者のみ）とその後の異動

氏名	所属郡	所属	異動
土屋重雄	東群馬郡	学務課員	M21.11.12.辞表提出 11.26.辞職 11.28.神奈川県へ
小林正義	東群馬郡	学務課員	M23の県官吏現員表になし
朝倉政行	東群馬郡	学務課員	M30まで師範学校教諭心得
白井茂八郎	東群馬郡	学務課員	M25.11.4.依願免官
林光徳	東群馬郡	師範学校教員	M18.12.26.熊本師範より転入、M22.11.22依願免職
利根川浩	東群馬郡	師範学校教員	M19.4.2.北甘楽郡へ
岡部新三郎	東群馬郡	師範学校教員	M19.9.21.辞表
瀧澤菊太郎	東群馬郡	師範学校教員	M19.9.10.教頭に M25 高等師範へ転出
山口西三郎	東群馬郡	師範学校教員	M32.女子高等師範へ転出
保岡亮吉	東群馬郡	師範学校教員	M23の県官吏現員表になし
海老沢左七郎	東群馬郡	師範学校教員	M19.9.16.辞表
坂部林三郎	東群馬郡	師範学校教員	M32.転出
篠田利英	東群馬郡	師範学校教員	M19.9.8.高等師範学校へ転出
鈴木棟一	東群馬郡	師範学校教員	M34まで師範学校教諭
加藤元吉	東群馬郡	附属校教員	M23の県官吏現員表になし
加藤勇次郎	京都		M19.4.2.師範学校教諭辞表

表2 師範学校教員の異動

五十嵐敬作	M21.9.14.辞表
林昇	M19.9.22.辞表
大貫肅	M19.9.22.辞表
柳生寧成	M19.1.21.徳島師範へ転出

表3 「県官吏現員表」による師範学校教員及び県学務課員

校長	M23.12 滝沢菊太郎	M24.12 瀧沢菊太郎	M25.12 坂部林三郎	M26.12 坂部林三郎	M27.12 坂部林三郎	M28.12 坂部林三郎	M29 坂部林三郎	M30 坂部林三郎	M32.1 坂部林三郎	M33.1 坂部林三郎	M34.1 坂部林三郎	M35.1 坂部林三郎	M36.1 坂部林三郎	M37.1 坂部林三郎	M38.1 坂部林三郎	M39.1 坂部林三郎	
教頭	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	
教諭	滝沢菊太郎 渡辺真一郎 毛利廣居 鈴木兼一 山口西三郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 小林晋吉 渡辺千治郎 山口西三郎 山口西三郎 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	渡辺真一郎 鈴木兼一 大戸栄吉 倉塚源太郎 山口西三郎 角田博 内田象太郎	
教諭心得																	
助教諭																	
助教諭心得																	
知事	佐藤与三 佐藤嶋 柳山三郎 白井秀三郎 吉田元三郎 岩神正次 森孝則 中島尚友 清水金八	中村元雄 島田宗正 大庭寛一 久野一 吉田元三郎 岩神正次 山崎金四郎 加藤新作	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎	中村元雄 荒川宗正 柳尾純彦 岩神正次 吉田元三郎 石井祐 山崎金四郎
(枝手)																	
(補)																	

※ 明治23年から明治28年までは12月31日現在、明治32年からは1月1日現在。  
 ※ 明治29年、明治30年は長紙が欠落。12月31日現在のものと思われる。  
 ※ 下線は兼任を示す。

法の改良調査、教科書調査、教員講習の開設等」の実施を理由に、県に対して二百円の県費補助を要求した。この年は補助を受けられなかったものの、翌明治27年（1894）から百円の県費補助を受けられるようになった<sup>7)</sup>。

これらのことから、上野教育会が組織的、財政的に安定した活動を展開できるようになるのは、大東重善が会長に就任した明治25年（1892）以降と考えられる。

## (2) 上野教育会の事業

昭和12年（1937）に刊行された『社団法人 群馬県教育会五十年略史』（以下、『五十年略史』と省略）によれば、上野教育会の事業は「創立より明治三十年頃までは事多く初等教育に関係し、明治三十一、二年頃より次第に中等教育、社会教育に及べるものの如し、これ蓋し当代教育の進歩社会の情勢と役員当局の本職の然らしめたるものならん」<sup>8)</sup>とし、時代状況に応じて、また教育の普及状況に応じて、その事業内容が転換していることを指摘している。

『五十年略史』によれば、明治期の上野教育会の主な活動は、概ね下記の通りに分類することができる。

- (一) 教育問題に関する諮問・調査研究など
- (二) 雑誌の刊行
- (三) 図書の編集発行
- (四) 講習会及び講演会等の開催
  - ① 教員の修養に関するもの
  - ② 教員養成講習会
- (五) その他の事業
  - ① 附属図書館の設置
  - ② 附属訓盲所の設置
  - ③ 県外視察
  - ④ 表彰
  - ⑤ 救済慰問・寄附

本稿においては、上野教育会の諮問・調査研究、教員養成事業、他機関との連携の3つの視点から上野教育会の動向に焦点を当てることにしよう。

### (2-1) 教育問題の調査研究・諮問案の答申

『五十年略史』によれば、教育問題の調査研究および諮問案の答申は「本会の主要事項なり、創立以来教授訓練に関する問題を初めとし、学校設備、学校衛生、教育行政問題に至るまで之を研究討議して、或は直に取つて教授訓練の改良上進に資し、或は当事者に建議してその参考に供し、或は

諮問案に答申し県教育延いては国家教育の発達に貢献せり」<sup>9)</sup>とし、その対象が教育全般に及んでいたことを示している。

教育内容に関わる案件としては、「郷土地理及郷土史談を編纂する件」(明治26年)、「小学校生徒をして簡易なる楽器を使用する楽隊を組織せしめ運動行軍等の際活発なる軍楽を吹奏せしむるの可否」(明治29年)、「唱歌を国民教育の必須科とするの件」(明治33年)、「方言を矯正する方法如何」(明治34年)、「国語教育を完成せんには将来の小学校用国語教科書は如何に編纂するを可とするか」(明治34年)、「図画科を尋常科第二学年より必須科として課するの可否」(明治36年)、「小学校に於ける書方図画算術の三科目につき教科書を持たしむる可否」(明治38年)、「本県下出身にして明治三十七、八年戦役に於て修身科の教授材料となすに足るべき軍人の伝記を編纂するの件」(明治38年)、「教具展覧会開催に関する件」(明治40年)、「県訓令に基づき各町村に於て調査したる郷土誌を教育と自治とに活用する方法如何」(明治43年)などがあり、ほとんどが国の教育課程改革や時局を反映した教育内容・教材の開発に関わる案件となっている。

学校行事に関わる案件としては、「大祭祝日儀式施行手続の件」(明治25年)、「御真影並に勅語謄本保存に関する件」(明治25年)、「教育勅語の御趣旨を市町村民に貫徹せしむる方法」(明治41年)、「戊申詔書の御趣旨を実行する方法如何」(明治42年)などがあり、ここでも国の教育政策を忠実に反映し、実施するための議論がなされている。

学校外の教育に関わる案件としては、「県立図書館設置の件」(明治32年)、「青年教育の普及発達を図るに於て簡易にして有効ならしむる方法如何」(明治38年)、「巡回図書館に関する件」(明治40年)、「家庭に於て児童に適當なる遊戯及玩具調査の件」(明治41年)、「実業補習教育をして最有効ならしむる方法」(明治41年)、「通俗教育の施設をして最有効ならしむる方法如何」(明治44年)、「農村に於ける適當なる娯楽を調査するの件」(大正元年)などがあり、明治末期から検討課題として取り上げられている。

なおこの他の検討課題としては、アーティキュレーション(学校教育の接続)の問題、女子教育(あるいは男女共学)の問題などが取り上げられている。これらは、とりわけ明治30年前後からの就学率上昇に伴い、学校教育が質的に変容してゆく中で、必要に迫られた検討課題と言えよう。

本稿においては上述の案件を個別に検討することはできない。しかし、これらの案件を全体として眺めると、上野教育会における調査研究・答申は、国の教育施策を群馬県下において確実に実施するための具体的調整と見ることができる。かつて明治15年に開催された第1回群馬県教育会の議事録に見られる県側と郡選出議員との間で交わされた激しい議論——それは、県の教育方針と地域住民あるいは教育関係者の教育に対する要求との齟齬に由来する——は影を潜め、上野教育会はいわば下からの教育要求を吸い上げる機能を次第に失っていったと考えられる<sup>10)</sup>。

## (2-2) 教員養成・研修事業

明治期を通して、慢性的に教員不足に悩まされたのは、群馬県ばかりではなかった(表4を参照)。そのため府県教育会が教員講習会を開設し、教員養成事業に関わる事例も見られる<sup>11)</sup>。しかし、群

表4 群馬県における師範学校卒業生数および小学校教員数

	師範学校卒業生		本科正教員	本科准教員	代用教員	専科正教員	本科正教員 比率 (%)
	卒業生徒数	上級学校 入学者数					
明治14年							
明治15年							
明治16年							
明治17年							
明治18年							
明治19年							
明治20年							
明治21年	13	1					
明治22年	17	1					
明治23年	12	5					
明治24年	24	2					
明治25年	14	2					
明治26年	25	3					
明治27年	21	1					
明治28年	22	2					
明治29年	25	3					
明治30年	17	3					
明治31年	17	3					
明治32年	19	1					
明治33年	17	2					
明治34年	24	2					
明治35年	29	5					
明治36年	29	2					
明治37年	32	4					
明治38年	72	9					
明治39年	98	4	1281	544	530	131	51.53
明治40年	104	5	1367	534	530	138	53.21
明治41年	94	6	1428	509	690	135	51.70
明治42年	117	2	1508	536	789	156	50.45
明治43年	135	5	1636	477	795	162	53.29
明治44年	120	6	1750	505	774	205	54.11
明治45年	145	6	1815	474	594	227	58.36
大正2年	141	7	1897	435	517	236	61.49
大正3年	177	6	2046	406	515	220	64.20
大正4年	188	9	2127	340	491	226	66.80
大正5年	160	3	2221	286	508	232	68.40
大正6年	123	5	2207	246	545	232	68.33
大正7年	100	7	2212	310	462	263	68.12
大正8年	109	9	2159	384	530	274	64.51
大正9年	105	9	2116	431	615	282	61.44
大正10年	78	12	2179	439	630	327	60.95
大正11年	135	10	2171	494	662	328	59.40
大正12年	113	7	2254	467	669	354	60.20
大正13年	154	7	2407	467	599	359	62.81
大正14年	250	3	2610	401	522	359	67.06
大正15年	296	1					
昭和2年	297						

「昭和2年 臨時教育調査会資料」 田部井家文書より作成



馬島の場合、教員養成講習会は明治17年(1884)5月の丁第12号「小学校教員講習会規程」に基づき、主に各郡において開設され、これによって教員養成——主として尋常小学校本科准教員養成——は担われていた<sup>②</sup>。その一方で明治27年(1894)9月に小学校教員講習科規程が定められ、師範学校に小学校教員講習科が設置された<sup>③</sup>。こうした郡主催の講習会および師範学校における講習科に、上野教育会会員である師範学校教諭が講師として招聘されることはあったものの、明治期の上野教育会は直轄事業として教員養成に携わることはなかった。例外は裁縫科教員の養成である。上野教育会は、明治28年(1905)に小学校裁縫科教員伝習所を開設した。しかし、この裁縫科教員養成事業も、わずか3回で終了している<sup>④</sup>。とはいえ明治期の上野教育会は教員養成事業には直接的に関与することはなかったものの、教員養成に重大な関心を持っていたと言える。なぜなら『上野教育会雑誌』においては、各種教員講習会の情報提供、各種師範学校の入学試験問題、小学校教員検定試験問題の紹介が頻繁に行われていたから。

教員養成と並び、教員研修もまた上野教育会の重大な関心事であった。たとえば、体操科や国語科の講習会開設を県当局に建議し<sup>⑤</sup>、じっさい県学務課主催の体操科、国語科、唱歌、また明治30年代後半には農業、商業、手工などの科目の講習会が開かれている<sup>⑥</sup>。

こうした県当局への建議、雑誌による情報提供を介して、上野教育会は教師の力量形成と教員免許上進のため研修機能を間接的な形で担っていたと言えよう。

### (2-3) 他団体との関わり

他団体との関わりは、明治24年(1891)に帝国教育会の主催する全国連合教育会への加盟から始まる。翌明治25年(1892)4月30日、5月1日の上野教育会第7回総集会において、全国連合教育会への議員派遣が諮られた。そして、『上野教育会雑誌』第55号には、議員として派遣された田中美名人の報告が掲載されている<sup>⑦</sup>。そこでの議題は、「第二 公立小学校教員汽車汽船運賃割引の建議」、「第七 各地諸会合体の名義を以て発行する雑誌報告等は第三種郵便物として通送の便利を与へられんことを当局者に建議する事」など、教員及び教育会への優遇策の建議と並んで、「第三 府県に学務部を設置せられんことを文部省に建議する事」、「第四 市町村立小学校教員給料を府県費にて支弁し其補助を国庫より支出するの法を設けられんことを政府に建議し及び帝国議会へ請願する事」、「第五 前回全国連合教育会の議決を以て文部大臣に呈出したる建議の成行に関し訪問委員五名を派出する議」、「第六 小学校教員中年功加俸に係る費途は市町村費に依らず国税を以て支出せられんことを建議する事」など教育財政、教育行政に関わる問題も掲げられている。しかし、これらの議題は、上野教育会内部で検討された形跡はほとんど認められない。

こうした議案に対する上野教育会の立場は、必ずしも明らかではない。たとえば、伊澤修二による教育費国庫補助請願書に対して、「同請願書は一萬百六十二名の同盟者を得て、伊澤修二氏の手より貴族院及衆議院へ提出せられたり。紹介の勞を取りたるもの貴族院にては近衛侯爵、谷子爵、岡部子爵、松浦伯爵、榎取男爵、衆議院にては、河野広中、島田三郎、渡邊洪基、安倍井誓根、楠木正隆、鈴木萬次郎諸氏にして、諸氏は何れも熱心尽力する由、承諾せられたる趣なれば、国庫補助

の前途、頗多望なるものなり、賀すべきの至りと云ふべし」<sup>88</sup>と事実を短く伝えているのみである。

なお、こうした全国教育会との関わりについても、上野教育会の内部において積極的に議論された形跡は認められない。常集会において議題として取り上げられるものの、会長の大東重善に一任されることが多かったようである。たとえば、明治29年（1896）の大日本教育会からの照会に対しては、「第一條第三項中に左の一件を加ふる事と決し尚他に一二の企望を述ぶる者ありしが其は会長の取捨に任ずる事として其他は原案に決せり」とされ、会長に一任されている<sup>89</sup>。また、明治32年（1899）の全国連合教育会（議員は大東の他2名）において、上野教育会は、「各府県に学務部を設置せられん事を建議する事」、「小学校教員俸給を国庫支弁となすことを全国教育会に交渉して政府及次期の帝国議会に建議する事」の2議案を提出しているが、これらの議題提出についてもやはり、常集会や総集会で議論された事実は確認できない。全国連合教育会に対する態度決定は、下からの要望、つまり個々の小学校教員、あるいは郡教育会の要望に由来するものではなく、もっぱら会長を中心とする上野教育会の上層部に委ねられていたと考えられる。

関東連合教育会への加盟は、明治35年（1902）である。『上野教育会雑誌』には、明治38年（1905）に開催された第3回関東連合教育会の決議事項が掲載されている<sup>90</sup>。ここでも、「第三 小学校教員俸給の平均義務額を高められんことをその筋に建議すること」、「第四 小学校教員俸給を国庫支持にせられんことを文部大臣に建議し併せて貴衆両院に請願すること」、「第五 視学任用令中に師範学校訓導を加へられんことを其筋に建議すること」、「第八 市町村立小学校基本財産国庫補助法を速に制定せられんことを其筋に建議すること」、「第十 高等教育会議に小学校長を加へられんことを其筋に建議すること」など、待遇改善要求と並び、教育費国庫負担、教育行政に教育の専門家を加えること等、政治色の濃い決議事項が認められる。

しかし、『上野教育会雑誌』の紙面を見る限り、教育費国庫負担問題、あるいは小学校教員の教育行政への参画（視学の任用）などについて、上野教育会が一丸となって取り組んだ様子は伝わってこない。

なお、県内の各郡市教育会との関わりは、明治40年（1907）9月に郡市連合教育会が開催されたのが始まりであり、ここにおいて緩やかな統一組織としての郡市連合教育会が成立した。しかし、県教育会が郡市教育会を下部組織として統一するのは、大正9年（1920）であり、なお先のことであった。

### (3) 上野教育会への批判・改革案

上野教育会の組織及び活動に関する批判は、『上野教育会雑誌』に頻繁に掲載されている会費納入の呼びかけが、声ならぬ批判を象徴していると言えよう。

『上野教育会雑誌』上には、いくつかの批判ないし改革案を見て取ることができる。もっともその数は非常に限られている。ここでは、堤辰二の「教育集議会」案（第65号、明治26年（1893））、「しづの山がつ」の「雑誌改良案」（第141号、明治32年（1899））、「邑楽 Tm生」の「漫言」（第148号、明治33年（1900））を取り上げ、上野教育会に対する批判を確認することにしたい。

明治25年(1892)から1年間、上野教育会の副会長を務めた群馬県教育界における重鎮、堤辰二の「教育集議案」は、「県下教育界の与論を十分に発表すると能はざりし事」とし、その一因を県下教育会組織の有り様に求めている。そして堤は8つの改革案を提示している。以下は、その改革案である<sup>2)</sup>。

- 一 教育集議会は全県教育上の与論を集むる為め又教育上に関し可成同一の運動を為さしむる為め各郡教育会の同盟を要する事
- 一 会員は各教育会の委員より成立するも其会長及該会に属する事務費用等は本会に於て負担すべきと
- 一 本会は委員十名以下各地教育会は委員三名以下を公撰出席せしむべきと
- 一 該会に於て議すべき議案は県下教育一般に関するもの又県知事よりの諮問案たるべき事
- 一 該会は毎年一回之を開く但本会長に於て緊要の場合と認むるときは臨時に開会する事あるべし又各教育会長より開議を請求せしときも之に同じ
- 一 一教育会長より該会の開議を請求せしときは本会長之を審査して其開否を決するものとする但し二三の教育会連合して開会を請求せし場合には本会に於ては直に開会の準備をなすべし
- 一 該会に出席する各委員は公然県知事又は町村長の承諾を受くるものとする各委員に関する費用は各会の決議に任ず
- 一 会議場は尋常師範学校又は県会議事堂を以て之に充て毎回三日以内開会するものとする但し議事に関する件は一切本会の細則に依る

堤の教育会改革案は、『上野教育会雑誌』に掲載されたこの短い文章に認められるに過ぎず、彼の教育会像は闇の中である。しかし、ここで注目すべきは第一項である。堤は「教育集議会は全県教育上の与論を集むる為め又教育上に関し可成同一の運動を為さしむる為め各郡教育会の同盟を要する事」(傍点筆者)とし、「教育集議会」の結成と各郡市教育会組織の連携とを提唱している。この短い一文には、①県教育会と郡市教育会との連携、②現行の私立教育会よりも公的性格を帯びた「教育集議会」の創設——組織的には明治15年(1882)に開設された群馬県教育会に近いものかも知れない——、そして③「全県教育上の与論を集」めること、という堤の教育会の理想型の一端が開陳されている。こうした理念の裏側に、堤の上野教育会に対する現状認識が垣間見られる。つまり、群馬県における教育会は、①相互の連携を欠き、②「全県教育上の与論を集」めることができていない、という厳しい現状認識である。

明治32年(1899)、ペンネーム「しづの山がつ」の「雑誌改良論」は、直接的には『上野教育会雑誌』の改良を訴えるものである。編集者が困難な条件の中で編集に当たっていること、それにも関わらず「予は幸に各府県の教育会雑誌を見るには最もよき都合を有する故に、それ之れ見比で見ると、先づ本県の雑誌などは体裁の上からも内容の上からも頁数の上からも上等に位する者と見える」

とする<sup>22</sup>。しかし、いくつかの改善すべき点があり、それらを具体的に列挙する。その中で、「今一の考は各郡にある小教育雑誌をやめて、其力を本誌に合同せしむることである、之は勿論上野教育会の強制することは出来ぬことにて、各郡教育会にていやだといふ時はそれまでのことなり、併し失敬ながら二三の郡の雑誌も拝見したが殆ど見るに足るものはない、皆材料に窮して其記事は全然読むに堪へぬものが少くない、之れは決して無理のなき次第である、かく不完全の者を幾個もおくよりは悉く打ち固めて一つとして、全県の教育者が挙て一雑誌中に相見えて、交際しては如何なるものか、而して特に一郡丈に限る事項でも本雑誌に於て之を掲載する事とせば、何等の不都合もなきことであらう」<sup>23</sup>とし、郡市教育会の雑誌の廃止、県教育会雑誌への統合を唱えている。たとえ貧弱であったとしても、郡市教育会にとって雑誌は、会員に帰属意識を喚起させる有力なメディアである。雑誌が廃止されれば、郡市教育会の活動はいつそう衰退することにもなりかねない。にもかかわらず、あえて雑誌統合を提案する「しづの山がつ」は、堤辰二と同様、県下教育会連携案に与するものと解釈できる。

明治33年(1900)の「邑楽 Tm生」の「漫言」は、学事会と教育会とについて論じ、教育会について次のように述べている。「凡そ教員に限らず、農商工の如き業迄、斯会の改良上進、発達を計らんが為、其等各に就ての智識を有する人々の、相集会して、己が経験を談じ、或は其意見を吐き、或は其道に関する研究を為すは、当に然るべき処、敢て疑を挿むの余地はなし、こゝを以て、吾教育社会に於ても、各郡夫々教育会の設けありて、些の効績を表はしつゝ、あるが如しと雖も、中には如何なる業務を為さざるのみか、年余も之か総会を催さず、殆ど有耶無耶の間に存するものありと聞くかくては余り冷淡なる事にはあらざるか、宜しく研究すべき題目を擇び、定期に之が集会を催うし、斯道の為貢献する処ありたきものなり、更に進みては、各郡の教育会は、本県の教育会と気脈を通じて、相須□其扶くるに至らば更に妙なるべし」<sup>24</sup>(傍点筆者)。「邑楽 Tm生」もまた、各郡教育会の活動の停滞を指摘し、県教育会と郡市教育会との連携を提案している。

以上のように、いずれの論者も、県教育会と郡市教育会との連携を訴えている。しかし、郡市連合教育会が開催されるようになるのは、明治40年(1907)である。また県教育会と郡市教育会との統合はさらに遅れる。大正7年(1918)の『上野教育』に田部井鹿蔵の論文「県下各教育会の合同を希望す」が掲載され、その後群馬県下の教育会は統一へと動き出すことになるが、最終的には大正9年(1920)、社団法人・群馬県教育が発足するまで待たねばならなかった。社団法人・群馬県教育会は、個人会員制を廃し、郡市教育会を団体会員とすることによって、県下の教育会を統一することになる。

## 2. 郡市教育会の活動と学事会の成立

### (1) 郡市教育会の動向

群馬県においては、私立郡教育会は、明治17年から23年にかけて相次いで成立する。明治29年(1896)に前橋市教育会が東群馬南勢多教育会から独立するまで間、10の郡教育会が存在した。そして明治30年(1897)、最後に利根教育会が発足し、県下全域に郡市教育会が開設されるに至る。そ

して明治39年(1906)には高崎市教育会が発足し、11の郡教育会と2つの市教育会となる<sup>69</sup>。しかし、発足後から継続的な活動を確認できるのは、教育会雑誌が継続して発行されていた吾妻郡と山田郡であり、その他の郡教育会の具体的な動向は史料的に裏付け困難である。

雑誌の刊行状況について見ると、邑楽郡では明治40年(1907)に『邑楽郡教育会雑誌』第3号が刊行されている。その巻頭の「邑楽郡教育会雑誌復興の辞」によれば、明治21年(1888)に第1号が刊行されていることが記されている。第2号が発行された後、20年近くの間、雑誌の刊行は滞っていたと推測できる。群馬郡においては、明治23年(1890)刊行の『群馬教育会雑誌』第38号が確認できているが、大正12年(1923)刊行の『群馬教育』第11号には、やはりしばらく休刊していたことが記されており、「創刊号」とも記されている。多野郡においては、明治21(1888)に『協同教育会雑誌』第1号が刊行されたが、その後の雑誌は大正15年(1926)の『多野教育』第14号まで確認できない(以後毎年1回刊行されていることから、『多野教育』の創刊は1910年前後と推測できる)。これらの事実から、郡教育会雑誌は、多くの郡で教育会成立直後に間もなく休刊となり、継続的に雑誌を刊行できるようになるのは、明治末期から大正初期にかけて(1910年前後)であったと考えて良いであろう。教育会雑誌はたんに情報を伝達するだけでなく、会員に組織への帰属意識をひき起こすメディアである。その雑誌が定期的に刊行されなかったことは、郡教育会のメディアを通じた独自の教育世論の形成が必ずしも活発に行われていなかったことの証左であろう。

もっとも、郡教育会では雑誌の刊行がなされなくとも、定期総集会、講演会等は行われていた。じっさい、『上野教育会雑誌』には各郡教育会の活動を伝える記事が散見される。しかし、それらの記事から、郡教育会が日常的に独自の活動を展開していた様子は伝わってこない。先に引用した「邑楽 Tm 生」が指摘するように、郡教育会の活動は停滞していたと言えよう。

## (2) 郡市における教育団体、教員会、講習会の動き

郡市教育会の活動は必ずしも活発ではなかったものの、教員の自主的な講習会、あるいは郡市教育会とは別の教育関係団体は活発に活動していた。ここに郡市教育会の不振の一因を求めることができるかも知れない。ここでは、3つの事例を取り上げよう。

第1の事例は、利根郡である。利根郡は群馬県北東部の山間地に位置し、郡役所は沼田町に設置された。郡教育会の設立は明治30年(1897)であり、他の郡教育会に比べて10年ほど遅れている。しかし、郡教育会成立以前にすでにさまざまな教育団体、教員会が活動していた。『上野教育会雑誌』第27号(明治23年(1890))によれば、「利根郡教員中有志ノ諸氏協議ヲ遂ケ昨年末ツ頃教員会ナルモノヲ組織シ教育上枢要ナル諸件ヲ研究スルノ目的ナリト聞ク所ニヨレハ会長ハ岡村正義氏(同郡高等校長)ニシテ熊澤怡一郎、廣瀬久明、小倉久照、堀口米三、峰屋虎尾ノ五氏幹事ニ当選セリト云フ是迄該部ニハ如何ナル教育会ノ成立セシヤ又如何ナル教員会ノ組織アリシヤ詳細ニハ承リ及バザレトモ随分入り込ミタル事情ノ存スルアリテ兎角ハカハカスク纏リ難キ傾向ナキニアラサリシガ今後彌鞏固ナル一ノ教員会ナルモノ、生レ出テタルハ実ニ該部ノ為ニ賀セサルベカラズ」<sup>70</sup>とし、利根郡における高等小学校の設置された沼田町を中心にした有志者による教員会が発足した

ことが伝えられている。

さらに『上野教育会雑誌』第31号（明治23年（1890））には、「教育社界に一の有力なる会合なく往々識者をして教育事業に冷淡なりとの嘆を惹起せしめたるは去る廿一年中本郡の実況なりしに非ずや当時に当つて月夜野町近村学校職員諸氏熱心奮起外観を飾らず浮華に流れず専ら教育の改良を謀るの主義を以て一の会を設立す名けて利根西部教育改良会と云ふ爾来同心協力学事の奨励に尽力せり幸にして小野善兵衛、秋山平右工門氏等の有志者大に此挙を賛助し率先して奔走の労をとらるゝに会ふ即春秋二回を以て総集会を開き隔月に常集会を開きて教育上の要件を議し其決議の事項は細大成るべく実行することを約せり」<sup>107</sup>とし、月夜野町を中心に「利根西部教育改良会」が発足したことを伝えている。また同じ記事の中で、「私立沼田教員会は旺盛なりと云ふにはあらざるも毎月開会し居れり已に三月中本会は東京より色川日下部両氏を招聘し沼田町舞台に於て演説会を開きたりしが生憎色川氏は公務多忙とて来沼の運に至らず依て日下部氏は教育と殖産の関係教育制度の要領の二題を演ぜられ其他会員の演説あり聴衆実に千有余名に達しさしにも広き舞台も満場立錫の地なく而して終始至つて静肅にして無事に散会せり」<sup>108</sup>とし、沼田の教員会の動向も伝えられている。

山間地であり、広域に及ぶ利根郡においては、行政区域としての郡よりも狭い区域において教育会、あるいは教員会が自主的に結成されていたことを確認できる。

第2の事例は、赤堀村の事例である。赤堀村は佐位那波郡（後に佐波郡、郡役所は伊勢崎町に置かれた）の北東部に位置する。『上野教育会雑誌』第62号（明治25年）は、「赤堀の教育会」と題し、以下の記事を報じている。「吾赤堀村には此際一般人民の教育思想を振起し新学令実施上の便を謀らんと旨趣にて学校職員役場吏員発起者となり本間千代吉中島祐八等の有志者に謀り東京感化院長高瀬眞卿本県師範学校長大東重善の両先生を聘し本月十一日を以て同村大字市場村大林寺に於て教育大演説会を開きたり今其模様を記さんに同日午前第十一時開会大東校長新小学校令の実施につきてと云へる題にてイト懇切に学令改正の依て来る所より其実施上殊に注意すべき諸点に就き縷々演述せられ次に鈴木善吉君の教師と父兄との関係と云へる演説ありて第三次に高瀬院長登壇教育と犯罪の関係、学校教育と家庭教育との関係、家庭教育の実験談等に就き極めて卑近に理を説き例をひき二時間余の長演説ありたり聴衆は重に生徒父兄にて無慮六七百名に達し而も終始静肅に謹聴し充分感動したる様に見えたり午後四時三十分閉会を告げたり思ふに此会や赤堀人民の教育思想を振起せしや偉大なり必ずや吾地将来の教育上一進歩をみるあらん」<sup>109</sup>。この記事の報じる出来事は、私立教育会としての組織的活動ではなく、赤堀村主催の単発的な教育講演会と見なすべきかも知れない。しかし、ここでは郡という行政単位ではなく、村が学事振興のために講演会を開催していることに注目したい。

第3の事例は、多野郡の事例である。多野郡は群馬県の南西部に位置し、元来、緑埜郡・多胡郡・南甘楽郡の3郡から構成されていた。郡役所は藤岡町に置かれた。すでに述べたように、多野郡では明治18年には私立教育会が発足していたと推測される。しかし、『上野教育会雑誌』を見る限り、郡教育会としての実態は希薄であったように思われる。たとえば、『上野教育会雑誌』第29号（明治23年）には、「緑野北部の四学区即岡之郷、新町、立石、中、の各尋常小学校にては是迄四学区連合

会なるものありて毎月一回或は隔月一回各校長新町尋常小学校に相会し授業上の打合諸規則の討議試験問題の相談等を為し来たりしか今や更に其の区域を拡め去月十一日の紀元節を期し各校職員尽く新町尋常小学校に相会して教育茶話会を開き種々の有益なる談話ありて午後四時頃散会せり」<sup>80</sup>と記されている。この記事は、郡教育会の活動を報じているものではなく、緑埜郡北部の4学校長の集まりについて報じているものである。注目すべき点は、これらの4つの学校は徒歩でほぼ1時間以内の範囲に設立された学校であり、その狭い範囲の中で定期的に「授業上の打合諸規則の討議試験問題の相談等」がなされていたことである。

また『上野教育会雑誌』第51号(明治25年)には、「緑埜多胡郡両郡教育一斑」と題する以下の記事が掲載されている。「両郡に於ける町村立小学校は高等七尋常二十其教員訓導五十七名なり私立学校は藤岡新町に各一校ありて一は専ら漢学を教へ一は主として英語を授く○訓導以下講習会は毎月一回藤岡并に吉井の二ヶ所に開き本県尋常師範学校又は尋常中学校の教諭を聘して之れが教授を受くるの外毎年二月四月九月十一月各五日に校長会を開設して授業上の打合及び其得失を商議す(中略)○藤岡町に教育振興会あり吉井町に名義会あり共に教育熱心者の団結にして教育上に尽すの利益も亦少なからずと聞く」<sup>80</sup>。この記事は、藤岡町と吉井町では別々に講習会が開催されていたこと、また藤岡町には「教育振興会」、吉井町には「名義会」が存在したことを伝えている。両町は同じ郡内にありながら、別個の動きをしていたことがわかる。

以上、3つの事例を紹介したが、いずれの事例も郡よりもいっそう狭い範囲で教育団体、教員会、あるいは教員講習会等の活動が行われていた様子を伝えている。その原因については定かではない。しかし、地形上の問題に加え、江戸時代における複雑な統治構造の残滓がその一因として考えられる。

### (3) 市町村学事会規程

前節において郡市教育会の実体が喪失されている状況を素描したが、明治28年(1895)7月の県甲第72号「市町村学事会規程」は、郡単位ではなく、市町村単位で新たな教育組織の形成を促した。「市町村学事会規程」に基づき、「普通教育ノ改良ヲ図ル」ことを目的として、甲種学事会と乙種学事会とが開設された。

甲種学事会は、市町村長、学務委員、学校医および市町村立小学校教員から構成され、「専ら学校ノ設備ヲ完整ニシ学令児童ノ就学ヲ勧誘シ学校衛生ニ関スル事項ヲ研究」することを目的とする。一方、乙種学事会は、市町村小学校教員から構成され、「専ら教授法、管理法ノ改良ヲ企画シ併セテ教育学科ノ研究ヲナス」ことを目的とする<sup>80</sup>。これらは、急速な就学率向上による学校教育の変質に対応するための協議会、研究会であろう。しかし、「市町村学事会ハ其会ノ評決ヲ以テ教育上ニ関スル意見ヲ知事若クハ郡長ニ建議スルコトヲ得」とし、教育会に類似した機能を持っていたと言えよう。もっとも甲種学事会は機能した痕跡はほとんど残されておらず、じっさい消滅してゆく。しかし教員会である乙種学事会は第二次世界大戦敗戦まで存続することになる。

この市町村学事会規程は、既存の教育団体にどのような影響を与えたのか。多野郡を事例に検討

してみよう。多野郡においては、すでに教員有志による自発的な研究会が存在していた。『上野教育会雑誌』第49号（明治24年）には、「緑埜郡北部私立講習会の景況」として、以下の記事が掲載されている。「本郡北部の講習会は曩に第一講習会区と称せしものにして其区域は元来緑埜多胡第一高等小学校及藤岡、岡之郷、新町、立石、中、本動堂、白石、大塚、神田、本郷、山名等の諸尋常小学校の職員より組織し来りしが一昨年講習会廃止の県達に接するや爾来数月休会を告げしが右区域の職員には昨年五月一二日を期し藤岡尋常小学校に相会し商議の上私立講習会なるものを組織することに決し夫れより毎月一回づ、藤岡尋常小学校内に開会し講師には本県師範学校より鈴木教諭を聘し教授上直接なる教科書の質疑及国語の二科を講習しつゝ、来りしが已に国語中の文典及竹取物語等の二科は講了し目下徒然草なん呼べる書物の専攻中なりき」<sup>83</sup>（傍点筆者）。しかし、市町村学事会規程を受け、明治28年（1895）の暮れに「緑野多胡郡乙種学事会細則」が定められた<sup>84</sup>。そして、『上野教育会雑誌』第99号（明治29年1月）において、「緑野郡有志講習会の解散」と題する記事が掲載されている。「本郡教員有志講習会の状況は曩に本会雑誌の余白を仮りて報導致し置たる如く藤岡（高等尋常）岡之郷新町小野（高等尋常）山名動堂白石大塚美九里（高等尋常）平井村等の学校職員の有志者より組織せられ毎月一回づつ来りしが今回講師の都合により本会講師の任を辞せられたるを以て已むなく協議の上昨年限り開山する事となりき因に記す鈴木教諭の本郡講習会の講師として招聘せられたるは過る二十一年十月にして其後会の組織には多少変更ありたれども其間絶間なく引続き懇切熱心に講師の勞を執られたることは本会員一同の深く感謝するところなり又仮令会は解散を告ぐると雖も此八有余年の間氏の懇篤なる教授を受けたる諸君に於ては必ず其の鴻恩を追想して決して忘るゝことなかるべしと信ず今講師の教授せられたる諸学科目をあぐれば第一植物科第二手工科第三国語科にして之を區別すれば国語筆記語法指南竹取物語土佐日記方丈記徒然草古今和歌集保元物語平治物語平家物語等」<sup>85</sup>。第49号と第99号とに報じられている講習会は、地域、講師および学習内容から考えて、同一の組織と推測できる。そしてこの教員有志講習会解散の理由は、講師の鈴木棟一師範学校教諭の都合とされている。しかし、県訓令甲第72号により、既存の自発的な教員講習会は廃止され、官製の乙種学事会に転換していったと解釈できるのではあるまいか。それは教員の活動を、「教授法」、「管理法」、「教育学科」という狭い領域に制約してゆくことを意味するものであった。

#### （4） 箝口訓令

市町村学事会規程と時間的には前後することになるが、明治26年（1893）10月の文部省訓令第11号（いわゆる箝口訓令）および明治27年（1894）1月の文部省訓令第3号は、教育会の史的展開を検討する上で等閑視することのできない訓令である。訓令第11号は、「教育ハ政論ノ外ニ立ツヘキ者タルニ因リ学校教員タル者ハ明治二十二年十月九日文部省訓令明治二十五年十二月十五日内訓ノ旨ヲ注意スルコトニ怠ラサルヘシ教育会ノ名称ニ於ケル団体ニシテ純粹ナル教育事項ノ範圍ノ外ニ出テ教育上又ハ其他ノ行政ニ涉リ時事ヲ論議シ政事上ノ新聞雑誌ヲ発行スルハ一種ノ政論ヲ為ス者ト認メサルヲ得ス因テハ其ノ団体ハ法律上ノ手続ヲ履ミ相当ナル政論ノ自由アルト否トニ拘ラス学校



教員タル者ノ職務上ノ義務ハ此等団体ノ会員タルヲ許サ、ル者トス」<sup>66)</sup> (傍点筆者) とし、教育会の活動を厳しく規制する。

上野教育会は、『上野教育会雑誌』第73号(明治26年11月)において、「教育会取締の訓令」と題する記事を掲げているもの、直接的な論評を避け、日本新聞の記事をそのまま転載している。その一部を引用しよう。「教育家も亦一個人として政論の自由を有す(教員職務上の紀律を除く外) 文部大臣たる某氏を非難するも可なり唯た一の為すべからざる禁條を守らざるべからず日く教育会を利用し教員を連累して政論の区域に近からしむべからず今日に於て能く貴重なる教育の前途を顧念し既往十年の成績を空しくせずして更に百年の為に教育団結及教育者の正当なる模範を為し教育と政事との混同を明劃するの實を挙げ併せて其の意思を世に表明し正條の規定を設けて将来を保証するの途に出ては当局者は瑣細の事情に拘らず反正の教育会に向て公明の意思を以て保護の道を執らん」<sup>67)</sup> (傍点筆者)。これは、教育会に対する活動の自重と当局による教育会の保護への期待が込められた文章と言える。

『上野教育会雑誌』の中には、義務教育国庫負担に向けた運動が高まっていた様子も、またこの箝口訓令によって教育会の活動が何らかの規制を受けたことについても報告されていない。しかし、市町村学事会規程を経て、自発的な教員会の活動は乙種学事会に再編され、もっぱら教授法、管理法、教育学の研究に収斂していった。この事実から、明治20年代半ばから、教育会、教員会は次第に行政のコントロール下に置かれるようになったと推測できる。

### 3. 郡長主催の小学校長会

明治32年(1899)に県視学官および県視学が置かれ、翌明治33年(1900)から全郡に郡視学が置かれる。そして『上野教育会雑誌』によれば、明治35年(1902)、吉見輝が県知事に着任した以降、県知事・県視学官による郡視学会議、郡長主催の小学校長会が頻繁に開催されるようになったことが記されている。

たとえば、『上野教育会雑誌』第184号(明治36年)には、以下の記事が掲載されている。

過般県庁に開かれたる郡視学会議に於て吉見知事より訓示ありし要旨及び協議会の項目は左の如くなりきといふ

諸氏は日常郡市長の指揮命令に従ひ教育事務に鞅掌せられつ、あることなれども亦各主管の事務に就ては県郡市当局者間に種々打合を要することあるに依り本日諸氏を召集したる次第なる但詳細の事は視学官より協議し又指示することもあるべけれど大要に関し本官より特に一言すること左の如し

諸氏の職務は学事の視察と学事に関する庶務との二様にして学事の進歩と共に逐年事務も繁忙に赴くものなれば極めて精密なる注意を以て其職務に服すべし左記の項に就ては特に注意あらんことを要す

一 学校の教授法と管理法とに注意するは勿論常に教員たるもの、精神のある所を視察して其

学校教育の結果が果して世の進運に伴ふや否又国民教育の目的を達するに足るや否に注意すべきこと

一 今日の小学校は正教員の数非常に不足し□に准教員代用教員を以て補充し居るの有様なれば学校を視察するに方りては啻に其短所を責むるのみならず宜しく之を誘導開発する方法に出づべきこと

一 実業思想の発達を計ると女子教育の進歩を計るとは教育界の与論なれども未だ希望の点に達せざること遠しとす是等の件に関しては常に十分の注意あるべきこと

一 国運の進歩すると共に益強健有為の国民を養成せざるべからざるに依り学校衛生の点に関しては特に注意あるべきこと

一 学齢簿の整理及児童の就学の督促等に就き町村役場吏員の如きは多くは教育事務に不熟練なるに依り宜しく之を誘導指示して事務を挙げしむる様に注意すべきこと

一 学事に関する統計表簿類の如き従来精密を欠き又調査時期を誤るの弊少しとせず自今極めて精密なる注意を以て調査に従事すべきこと

小学校教員の月俸を定日に渡さざる所ありとの説あり如何▲教科書供給の状況▲補習科の状況▲新学年に於ける就学の状況▲特別学級の状況▲実業補習学校の状況▲学会の事業の状況▲小学児童貯金の状況▲夏期講習会開設につきての件▲生徒出席簿中半途退学生のある場合の計算方▲表簿中尋常小学校に備はりて高等小学校に備はわざるものあり之を同一に備へしむる件▲体操遊戯中穿き物に関する件▲小学校令第二十條第三項の教科目を加ふる場合には何れを主とすべきか▲郡市立尋常小学校本科准教員講習期限延長に関する件▲国民教育の実績を挙げんには尋常小学校卒業のみにて退学したる者に時々温習せしむるの必要ありと認む其方法如何<sup>99</sup>

長い引用になったが、「但詳細の事は視学官より協議し又指示することもあるべけれども」と言うものの、県知事自身が郡視学を前にして詳細な指示を出していることがわかるであろう。

こうした県知事直々の指揮の下、各郡役所において郡長の召集する小学校長会が開催され、郡長から詳細かつ具体的な指示が出されるようになった。たとえば、明治36年（1903）4月25日の勢多郡小学校長会において、福田郡長は「学事諸法令達に関する件」から始まり、「出席督責に関する件」、「学級編制教員は一に関する件」、「宿直に関する件」、「修学旅行に関する件」、「校外児童取締に関する件」、「授業訓練に関する件」等の25項目に及ぶ訓示を行っている。また明治38年（1905）の勢多郡小学校長会における同郡長からの訓示は、「戦局の開展」と並んで「教案調製」の督励、「書き方科」教授法など、教育の内的事項にまで及ぶ<sup>99</sup>。

なお、各郡の小学校長会においては、県視学も同席している場合もあった<sup>40</sup>。こうした事実から、明治30年代半ばから、県（県視学官）—郡（郡視学）—小学校長会というルートを通して、教育の外的事項ばかりではなく、内的事項にまで及ぶ県主導の均質的な教育行政が確立したと言えるだろう。この間、上野教育会の会長は県視学官の大東重善が、副会長は師範学校長の矢島錦蔵、堀井寛太郎、羽田貞義が務めており、県と一体になって県下教育の整備を促進することになる。

#### 4. おわりに

明治19年(1886)に発足した上野教育会は、明治20年代半ばには組織的、財政的に安定した活動のできる条件が整う。しかし、明治26年(1893)の箝口訓令による教育会活動に対する規制、明治28年(1895)の市町村学事会規程、明治30年代半ばからの県知事の陣頭指揮による各郡小学校長会により、教育会固有の活動領域は狭められてゆくと考えられる。上野教育会発足当時の規則第1条によれば、「本会ハ本県教育ノ改良上進ヲ謀ルタメニ設クルモノニシテ左ノ三項ニヨリ其目的ヲ達スルモノトス。第一議事。第二教育談義。第三雑誌刊行。」<sup>40)</sup>とされていた。しかし、外的事項はもとより、内的事項の一部にまで及ぶ強力な教育行政体制が確立して行く過程で、上野教育会の最も中心的機能は雑誌刊行に移行したと言えよう。もっとも、上野教育会附属図書館の設置(明治33年(1900))、同訓盲所の設置(明治38年(1905))など、教育会発足時には想定されていなかった新たな事業に進出し、その活動領域は拡大されていった。

この間、上野教育会の会員数は漸増してゆくが、明治33年(1900)12月に作成された『群馬県学事関係職員録』を見るかぎり、各学校における上野教育会員は、各地域の中心校を除けば筆頭訓導のみというケースも少なくなく、小学校教員の過半数は上野教育会に加入していない。上野教育会は事実上、校長会あるいは群馬師範の同窓会に近いものであったと言えるかも知れない。また上野教育会は郡市教育会と関連を持たない組織であったために、その組織的基盤は脆弱であり、「全県教育上の与論」(堤辰二)を集め得ない状況にあった。

さらにその郡市教育会も、実質的に空洞化の危機に曝されていた。上述のように利根郡や多野郡では主たる会員であるべき教員は行政単位としての郡よりも小さな範囲で自主的な講習会を開いていたこと、市町村学事会規程以降、教員は乙種学事会への加入が義務づけられたこと、また県(県視学官)－郡長(郡視学)－郡小学校長会というルートが確立されたこと、さらに雑誌の定期的公刊が困難な郡市教育会が多かったことなどから、郡市教育会の活動は必ずしも活発ではなかったと考えられる。少なくとも雑誌というメディアを積極的に活用し、それぞれの郡市独自の教育世論形成を行う力は持ち合わせていなかったと考えられる。観点を換えれば、明治期後半、国家は地方教育会という組織によって地方の政治的・社会的に影響を持つ階層を、国の教育行政の緩衝弁として取り込むことに成功したとも言えるだろう。

もっとも『上野教育会雑誌』には、明治30年代半ばから地元出身の若いライターが登場してくる。田部井鹿蔵はその代表格であろう。田部井は明治34年(1901)に群馬師範を卒業後、邑楽郡、新田郡、群馬郡などにおいて小学校教員を務め、昭和10年(1935)から10年間、全国小学校長会副会長を務めた。昭和9年(1934)、田部井は群馬県郡市連合小学校長会長として、県学務部長に対して「文政刷新ニ関スル調査報告書」を提出している<sup>42)</sup>。その内容は、教育改革全般に及ぶものであるが、教員の待遇改善、視学制度の改革、「教権ノ確立」、さらには内閣の更迭等により教育政策が変更することのないように「有力ナル教育審議会又ハ教育院ノ如キ独立セル機関」を設けることを要求している(教権独立論)。こうした教育制度改革構想、とりわけ教権独立論は明治から大正を通じて教員会および地方教育会の中に伏流してきた政治的・教育的欲求の表出と言えるのではあるまいか<sup>43)</sup>。

【註】

- (1) 『文部省第十八年報』、66頁。
- (2) 梶山雅史・竹田進吾「教育会研究文献目録 1」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第53集第2号、2005年、304頁。
- (3) 群馬県における教育会の発足当時の状況については、清水禎文「群馬県における教育会の歴史的研究－私立上野教育会成立まで－」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第53集第1号を参照。
- (4) 現在確認できている史料は、明治15年9月26日付けの「碓氷郡教育会決議録」、明治14年12月21日付けの「北甘楽郡町村連合会御認可願」、明治15年3月の「北甘楽郡教育会規則」、同年3月の「北甘楽郡教育会議事細則」、また日付は付されていないものの内容的に「北甘楽郡教育会議事細則」に酷似しており、それゆえほぼ同時期に起草されたと推測できる「協同教育会議事細則」がある。
- (5) たとえば、県会議員から後に衆議院議員を務めた高津仲次郎の日記には、明治18年3月15日に「協同教育会ニ於テ伊沢修ニヲ招聘シ、藤岡学校ヲ以テ会場トナシ演説会ヲ開ク」と記されており、緑埜・多胡郡においてはすでに明治18年の段階で私立教育会が発足していたことを伝えている。丑木幸男編『高津仲次郎日記1』、群馬県文化事業振興会、1999年、21頁を参照。また『北甘楽郡教育史』によれば、やはり明治18年3月、「県令の許可を得て、北甘楽郡私立教育会を設立す」と記されている。群馬県北甘楽郡教育会編『群馬県北甘楽郡教育史』、1919年、611頁。
- (6) 『県官吏履歴書』によれば、土屋重雄は鹿児島県（旧延岡県）土族であり、宮崎県、神奈川県を経て明治13年（1880）8月24日より群馬県に出仕した。明治21年の『進退録』によれば、明治21年（1888）11月26日に群馬県を辞し、28日に神奈川県に採用される。この間、土屋は県学務課長、師範学校長を務めた。上野教育会発足時には、師範学校長が欠員となっており、実質的に土屋が学務課長と師範学校長とを兼任していた。
- (7) 群馬県教育会『社団法人 群馬県教育会五十年略史』、昭和12年、7頁。
- (8) 同上、8頁。
- (9) 同上。
- (10) 第1回群馬県教育会の議事録分析については、清水禎文、前掲論文を参照。
- (11) たとえば、梶山雅史「京都府教育会の教員養成事業」、本山幸彦『京都府会と教育政策』、日本図書センター、1990年。
- (12) 明治30年代になると郡教育会による教員養成事業も認められる。たとえば、群馬郡においては、明治30年（1897）に、「小学校教員の不足を憂ひ無資格者の便を計り本月一日より向ふ五週間正教員の修むべき科目全体に就き講習会を開かれたり」とし、尋常小学校本科正教員および尋常小学校本科准教員の養成を目的として、八カ条からなる講習会規則を定めている。『上野教育会雑誌』第116号（明治30年（1897）6月号）、32頁。また同年、吾妻郡でも郡教育会による准教員養成所の設置が議論されている。『上野教育会雑誌』第121号（明治30年（1897）10月号）、24頁。
- (13) 小学校教員講習科規程は、県知事より上野教育会に対する諮問を受け、上野教育会会長大東重善の名で明治27年（1894）9月19日に答申されたものである。「本県尋常師範学校ニ小学校教員講習科ヲ置ク 但臨時郡市ニ之ヲ行フコトアルベシ」（第1条）とし、師範学校に設置された。その対象は、「小学校教員免許状ヲ有スル者又ハ曾テ免許状ヲ有セシ者」（第2条）とし、「一回ノ講習員ハ凡四十人ヲ以テ定数トシ其講習期限ハ六十日以内ニシテ一日ノ講習時間ヲ凡五時間」（第3条）とするものであった。なお、この講習会が免許状の上進に関わっていたことを伝える記事として、『上野教育会雑誌』第191号（明治36年9月号）の「師範学校の講習科」を参照。
- (14) 『五十年略史』によれば、「教員養成を目的としたる講習会は明治二十八年九月より同二十九年八月に亘り前後三回、裁縫教員伝習所を曲輪町日本赤十字社群馬支部内に設けたるを初めとして、昭和二年より尋常小学校本科正教員講習会、翌三年小学校本科正教員検定試験準備講習会を開き爾来年々計属す」と記されている。『五十年略史』、

15頁。

- (15) たとえば、明治22年(1889)1月7日付けで、上野教育会会長曾我部道夫は、群馬県知事佐藤與三に宛てて、小学校教員国語科講習会開設について以下の建議を行っている。「国語科ノ内今日普通文ノ語法ニ関セル知識ヲ有スルコトハ読方作文等ノ如キ必須科ノ教授上極メテ緊用ニ有之候処従来ノ慣例トシテ教員中是等ノ学習ヲ受ケタル者甚ダ少ナク為ニ授業上不便ヲ感ズルハ目下ノ方法ニ依リ至急県下各小学校教員ヲ召集シ右国語科講習会御開設相成候ハバ教育上尠カラザル功益可有之ト存ジ候此段及建議候也」。『上野教育会雑誌』第27号(明治23年1月号)、15頁。
- (16) 『上野教育会雑誌』第191号(明治36年9月号)には、農業商業手工の三科の講習会が開かれ、手工に関してはこの時が最初の開催であったことが報告されている。
- (17) 『上野教育会雑誌』第55号(明治25年5月号)。
- (18) 『上野教育会雑誌』第63号(明治26年1月号)、34頁。
- (19) 『上野教育会雑誌』第101号(明治29年3月号)、64頁。
- (20) 『上野教育会雑誌』第218号(明治38年12月号)、57-58頁。
- (21) 『上野教育会雑誌』第65号(明治26年3月号)、製本のため裁断されており頁数は不明。なお、堤辰二(1856-1905)は、高崎藩士の子弟であり、明治10年(1877)に東京師範学校を卒業。群馬県出身者では、東京師範学校に学んだ最初の人物と思われる。東京師範学校卒業後、群馬県師範学校教諭になるものの、明治13年(1880)には辞任、以後西群馬片岡郡の小学校の教員となる。多数の教科書を編纂し、明治25年(1892)には大日本教育会から表彰された。
- (22) 『上野教育会雑誌』第141号(明治32年7月号)、40頁。
- (23) 同上、41頁。
- (24) 『上野教育会雑誌』第148号(明治33年2月号)、32頁。
- (25) ちなみに大正10年(1921)に桐生市教育会が山田郡教育会から分離独立し、以後3市11郡教育会体制が第二次世界大戦敗戦まで継続する。
- (26) 『上野教育会雑誌』第27号(明治23年1月号)、30頁。
- (27) 『上野教育会雑誌』第31号(明治23年5月号)、37頁。
- (28) 同上、38頁。
- (29) 『上野教育会雑誌』第62号(明治25年12月号)、33頁。
- (30) 『上野教育会雑誌』第29号(明治23年3月号)、21頁。
- (31) 『上野教育会雑誌』第51号(明治25年1月号)、43-44頁。
- (32) 市町村学事会規程については、『群馬県教育史 第2巻 明治編下巻』1973年、690-697頁を参照。
- (33) 『上野教育会雑誌』第49号(明治24年11月号)、27頁。
- (34) 『上野教育会雑誌』第98号(明治28年12月)、50頁。
- (35) 『上野教育会雑誌』第99号(明治29年1月号)、47頁。
- (36) 『明治以降教育制度発達史』第3巻、978頁。
- (37) 『上野教育会雑誌』第73号(明治26年11月号)、製本のため裁断されており頁数は不明。
- (38) 『上野教育会雑誌』第188号(明治36年6月号)、46-47頁。
- (39) 『上野教育会雑誌』第187号(明治36年5月号)、34-39頁。
- (40) 郡長の召集する小学校長会に県視学の同席した例として、明治35年(1902)1月の多野郡小学校長会。「本郡長には一月二十日二十一日の両日間各小学校長を郡衙に招集せられて左の事項を訓示並諮問せられたり堤県視学には当

## 明治期の群馬県における教育会の歴史的展開

.....  
時本郡巡回中なるを以て両日間臨場せられ最後に各科教授上につき注意すべき諸件及教員の心得を縷々訓話せられたり」(傍点筆者) (『上野教育会雑誌』第172号(明治35年2月号)、47-48頁)。また明治38年12月の群馬郡小学校長会 (『上野教育会雑誌』第219号(明治39年1月号)、49-53頁)、明治39年3月の勢多郡小学校長会 (『上野教育会雑誌』第222号(明治39年4月号)、45-48頁) などの記事が挙げられる。

(41) 『上野教育会雑誌』第10号、付録。

(42) 田部井家文書。群馬県総合教育センター所蔵。

(43) 教権独立論については、佐藤秀夫「高等教育会および地方教育会」、海後宗臣編『井上毅の教育政策』、東京大学出版会、1992年を参照。

# Historical Development of the Local Educational Association(Kyoikukai) in Gunma Prefecture in the Meiji-Era

Yoshifumi SHIMIZU

(Assistant Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

In this paper, I will discuss the historical development of Local Educational Associations in the Meiji-Era by way of Local Educational Associations in Gunma Prefecture. Local Educational Associations(Kyoikukai) were established in 1880s' in all districts in Japan. They were usually organized by educational administrators, teachers of the normal school, school teachers and peoples who were especially interested in education. One of purposes of Local Educational Associations was to adjust conflicts of interests between the national educational policy and the demand for education of local districts. But during the Meiji-Era, we can see the structural and functional change of Local Educational Associations. Its function has gradually changed into the complement of the educational administration.

In Gunma Prefecture, Kozuke kyoikukai(LEA of Gunma Prefecture) was established in 1886 and 13 County LEAs were established from 1885 to 1906. There has not been any constitutional relationship between Kozuke Kyoikukai and County LEAs during the Meiji-Era. Because of the lack of this relationship, Kozuke Kyoikukai could not necessarily integrate local opinions on education. And after the regulation of communal educational committee in 1895, which ordered to establish several Workshops of School Teachers' in each county, County LEAs has also become weaken. From 1902, when Teru Yoshimi became a Governor of Gunma Prefecture, educational policies were determined exclusively in the prefecture office and were ordered by way of county offices and the Head Teachers' Conference in County. And Kozuke Kyoikukai became merely a kind of a consultation committee. LEAs in Gunma Prefecture had gradually lost their autonomous function, which was to gather educational opinions widely from each districts, and changed into a complement of the local educational authority.

Keywords : Local Educational Association, Kozuke Kyoikukai(LEA of Gunma Prefecture), Workshop of School Teachers, Head Teachers' Conference in County